

**平成28年第4回七戸町議会定例会  
会議録（第4号）**

平成28年12月8日（木） 午前10時00分 開議

---

○議事日程

- 日程第 1 報告第24号 専決処分事項の報告について  
(平成28年度七戸町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 2 報告第25号 専決処分事項の報告について  
(落枝事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 3 報告第26号 専決処分事項の報告について  
(工事請負変更契約の締結について(天間林中学校校舎新築工事))
- 日程第 4 報告第27号 専決処分事項の報告について  
(工事請負変更契約の締結について(天間林中学校校舎機械設備工事))
- 日程第 5 議案第76号 七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第77号 七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第78号 七戸町基金の処分の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第79号 七戸町庁舎建設基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第80号 七戸町いじめ問題対策審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第81号 七戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第82号 七戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第83号 七戸町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第84号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第85号 七戸町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第86号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第87号 七戸町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する

- 条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第88号 七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第89号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第90号 七戸町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第91号 七戸町合併振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第92号 工事請負変更契約の締結について  
(七戸中学校屋外運動場改修工事)
- 日程第22 議案第93号 工事請負変更契約の締結について  
(七戸中学校東側駐車場整備工事)
- 日程第23 議案第94号 七戸町土地改良事業(災害復旧事業)の施行について
- 日程第24 議案第96号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第25 議案第67号 平成28年度七戸町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第26 議案第68号 平成28年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第27 議案第69号 平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第28 議案第70号 平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第29 議案第71号 平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第30 議案第72号 平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第31 議案第73号 平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第32 議案第74号 平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第33 議案第75号 平成28年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第34 議案第95号 七戸町名誉町民の称号を贈ることについて
- 日程第35 報告第28号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成27年度事業分)に関する報告について
- 日程第36 発議第3号 安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について
- 日程第37 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書の提出について
- 日程第38 発議第5号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出について

日程第 3 9

委員会報告について（各常任委員会及び議会運営委員会）

日程第 4 0

閉会中の継続調査申出書について（各常任委員会及び議会運営委員会）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（16名）

議 長	1 6 番	田 嶋 輝 雄 君	副議長	1 5 番	三 上 正 二 君
	1 番	二ツ森 英 樹 君		2 番	小 坂 義 貞 君
	3 番	澤 田 公 勇 君		4 番	疍 清 悦 君
	5 番	岡 村 茂 雄 君		6 番	附 田 俊 仁 君
	7 番	佐々木 寿 夫 君		8 番	瀬 川 左 一 君
	9 番	盛 田 惠 津 子 君		1 0 番	田 嶋 弘 一 君
	1 1 番	松 本 祐 一 君		1 2 番	田 島 政 義 君
	1 3 番	中 村 正 彦 君		1 4 番	白 石 洋 君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	似 鳥 和 彦 君
総 務 課 長	鳥谷部 昇 君	支 所 長 (兼庶務課長)	八 幡 博 光 君
企画調整課長	高 坂 信 一 君	財 政 課 長	金 見 勝 弘 君
地域おこし 総合戦略課長	田 嶋 邦 貴 君	会 計 管 理 者 (兼会計課長)	加 藤 司 君
税 務 課 長	鳥谷部 勉 君	町 民 課 長	甲 田 美 喜 雄 君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	氣 田 雅 之 君	健康福祉課長	田 嶋 史 洋 君
商工観光課長	附 田 敬 吾 君	農 林 課 長	天 間 孝 栄 君
建 設 課 長	仁 和 圭 昭 君	上下水道課長	原 田 秋 夫 君
教育委員会委員長	附 田 道 大 君	教 育 長	神 龍 子 君
学 務 課 長	中 野 昭 弘 君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長・ 中央図書館長)	鳥谷部 慎一郎 君
世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君	農業委員会会長	高 田 武 志 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君

監査委員事務局長 原子保幸君 選挙管理委員会委員長 古屋敷 満 君  
選挙管理委員会事務局長 甲田美喜雄 君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 原子保幸君 事務局 次長 中村孝司君

---

○会議録署名議員

9番 盛田 恵津子 君 10番 田嶋 弘一 君

---

○会議を傍聴した者（4名）

---

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。  
したがって、平成28年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。  
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。  
これより、12月7日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
- 

○日程第1 報告第24号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第24号専決処分事項の報告について（平成28年度七戸町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第24号専決処分事項の報告について（平成28年度七戸町一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第2 報告第25号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第2 報告第25号専決処分事項の報告について（落枝事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第25号専決処分事項の報告について(落枝事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第3 報告第26号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第3 報告第26号専決処分事項の報告について(工事請負変更契約の締結について(天間林中学校校舎新築工事))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番(佐々木寿夫君) ここで200万円ほど予算がふえているのですが、ふえた部分というのは、文科省の助成の対象になるかどうか伺いたいと思います。

○議長(田嶋輝雄君) 学務課長。

○学務課長(中野昭弘君) お答えいたします。

基本的には、国庫補助の対象となっておりますが、そもそも国庫補助を算出するための面積が基準となっております。本来、今現在、校舎は4,308平米ですが、国で定めている補助対象の面積が3,746平米となっております。この3,746平米は、どうやって出すかと申しますと、平成29年4月1日の生徒数をもとに国で算出しております。

したがって、3,746平米に建築単価の、これも国で定められておりますが、24万3,300円を掛けた数字、9億1,140万円ほどになるのですが、これが補助対象事業費ということになります。さらに、補助対象事業費に、国が定めます補助率10分の5.5を掛けた数字が国庫補助、天間林中学校で申しますと5億600万円ほどが国庫補助ということになっております。

したがって、今回、変更契約で増額になっております300万円ほどですが、これに対して国庫補助の10分の5.5ということではなく、もう既に面積によって国庫補助が交付決定しておりますので、今の増額に関しては、国庫補助そのものは含まれないと。既にもう面積に対しての国庫補助を満額いただいておりますので、今回の増額に関しては、国庫補助は入っていませんということになります。よろしいでしょうか。

○議長(田嶋輝雄君) 7番議員、よろしいですか。

10番議員。

○10番(田嶋弘一君) 当初の計画でなくて、後から追加という形なのだけれども、当初は、切り詰めた形で入札をしているわけですがけれども、ここの分、この間、学校見学に

行ってきたけれども、何で最初から計画に入れなかったのかというのを私は疑問に思うのだけれども、その辺をお聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

確かに当初計画のときになぜということですが、建築を進めている間に多少変更とかも出てきます。

それで、確認申請を受けたときに、その辺の、今回、具体的に申しますと、天井、壁材を普通仕上げから準不燃材に変更ということになっておりますが、その辺の指摘がございまして、今回、変更ということになりました。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） だから、階段のところだと聞いたのだけれども、2階からの階段だから、一番、避難口になるわけです。そこの天井が落下ということを考えれば、本当にそこをやらなければならないのを、何で計画に入れなかったのかということをお聞きしているのです。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

計画が不備と言われれば、そうだったかもしれませんが、やはり進めていく上で、子供の安全とか今後の安全を考えていけば、そのところは変えていかなければならないということで判断したということでは、大変申しわけないなと思っています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

15番議員。

○15番（三上正二君） 随所、この後でも出てくるのです。中学校のグラウンドの件も、みんなそうなのですけれども、1年も前であればわかるのだけれども、例えば不燃材を使うというのは、安全上のことで、生徒のことだから一番わかっているはずでしょう。学務課のほうでは、こういう形の工事というのは、なれていないからといえば、それまでかもわかりませんが、次の消火栓だったか、そういうのも出てくるわけです。とすれば、10番議員が言ったように、これはわかりそうなものだと思うのだよ。設計者が誰かわからないけれども、前の物を見ればわかるだろうけれども、その辺では、そう言われてもしようがないと思うのだよ。余りにも何カ月前でもない。何年も前に基準が変わったというならわかるし、資材が高騰したというならわかる。完全なる普通の壁材から不燃材を使ったというのだったら、初めから不燃材を使わなければならなかったのではないですか。

その辺のところは、これから恐らく、よその課でも同じことが起きて、何カ月か前のところで、臨時議会を開いてやって、急がなければならないというのならわかるけれど

も、例えば設計上の関係で別に足さなければならなかったのであればまだしも、材料の材質の話だから。そういうのはちゃんとしてください。設計者のほうでわかりそうなものだけれども、あなた方ではわからないと思う。でも、設計する人はそういう建物をいっぱいやっているはずなのだから、その辺はどうなのでしょう。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） この工事にかかわった一番のトップは教育長である私だと思っています。したがって、このことがわからなかったというのは言いわけにもなりませんし、このことについては大変責任を感じております。今後こういうことのないように、事前にしっかり打ち合わせてやっていけるように、今回の失敗を次に生かせる教育委員会でありたいなと思っています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第26号専決処分事項の報告について（工事請負変更契約の締結について（天間林中学校校舎新築工事））は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第4 報告第27号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第4 報告第27号専決処分事項の報告について（工事請負変更契約の締結について（天間林中学校校舎機械設備工事））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第27号専決処分事項の報告について(工事請負変更契約の締結について(天間林中学校校舎機械設備工事)は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第5 議案第76号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第5 議案第76号七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第76号七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第6 議案第77号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第77号七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第7 議案第78号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第7 議案第78号七戸町基金の処分の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号七戸町基金の処分の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第8 議案第79号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第8 議案第79号七戸町庁舎建設基金条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

6番。

○6番（附田俊仁君） この基金なのですが、目標額と、建設のための基金ということなので、期限があると思うのですが、そこはどのような設定になっていましたでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 目標額、期限は特段設定はしておりません。目標額は、これからいろいろな建設をしていって、当然、庁舎建設する場合は起債を使いますので、これからの起債の残高を見ながらということになります。他町村の庁舎を見ると、現段階で20

億円ぐらいですので、最低でも半分以上は基金を造成したいと考えております。いずれにしても、起債残高をにらみながらということになります。目標年は、これからどのくらい毎年基金を造成できるかによりますけれども、何と、20年になるか10年になるか5年になるかわかりません。その辺よろしくお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員。

○6番（附田俊仁君） 先般、全員協議会なんかでも駅前土地の開発ということで、非常に前向きな町の姿勢というのが見えているのですが、今の副町長の答弁からいきますと、まずは用地取得して、その後、まず先に体育館、文化施設に手をつける。その後、庁舎という判断でよろしいですね。私はそういうふう感じたわけなのですが。

そうすれば、合併特例債の期限から外れてしまうという判断でよろしいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 合併特例債の期限内には庁舎は着工できません。とりあえず体育館を先に建設しますので、その後になりますので、合併特例債は使用できません。使うとすれば一般債ということになります。庁舎というのは過疎債は使えませんので、一般の単独債になります。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員。

○6番（附田俊仁君） ということは、基金は相当額を積みなければいけないという判断ですね。わかりました。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

4番議員。

○4番（听 清悦君） 基金をこれから積み立てていくという場合に、目的を明確にしないといけないのか。私の感覚では、どのようなことにでも使えるように、とりあえず金額だけ、基金を積んでいくのがいいのかなと思うのですが、ここで、七戸町庁舎建設ということで、具体的にしなければならない理由があれば伺います。また、それによるメリットと。これがまず一つ目。

もう1点目ですけれども、上北道路ができます。学校給食センターも老朽化が進んで、榎林中学校の跡地の建設計画の話も聞いていますけれども、4町村の合併の話は一旦なくなって2町になったわけですけれども、今後も町村合併の、10年後、20年後、将来に向けて、そういう議論がまた起こってこないのかということも含めて、とりあえず基金を積むことはいいかと思うのですが、あその場所に庁舎となった場合に、将来に向けての合併の議論というのが、しにくくなる可能性もあるような気がするのですが、私は、まず場所とか、使う目的は、今現在、明確にはせずに、とりあえず財政的に、そのときの状況を見て、適切に使えるように基金を積んでいくのがいいかと思っておりますけれども、その2点を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず、ここ本庁舎ですけれども、合併特例債で耐震補強をしなけ

ればなりません。というのは早急にしなければならない。いわゆる防災の拠点にもなっています。そうすると、10年、15年は当然使うということになります。できれば10年後ぐらいを視野に入れたいというふうに思っています。しかも、庁舎を建てるというのは、有利な起債というのもないし、補助金もない。合併特例債は、それ相応の使い道が今も、学校大規模改修であるとか耐震補強であるとか、そういったものがあります。したがって、今から積んでおかないと、庁舎の建設にはならないということで、これからそういうのを積みたいと。

それから、さらなる町村合併というのは、恐らく今のところは視野に入っていません。5年、10年で、それに向けていくという議論にはならないというふうに思っています。ですから、当然単独でこれから存続していくというのを前提にした基金の造成というのをしていかなければならないと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（田島政義君） 今、各位から発言がありますが、まず、今の畜協、この前も議員のみんなと見てきたのですが、6町歩余りの土地を取得するときに、町の将来的な、ある程度の構図を、私はつくっておかればいけないと。そのためにあの広い土地を購入するわけですから。当然将来的に、この分野には何を建てる、この分野は何を建てる。それで、町長が、きのうも発言しているように、将来的な上十三の本当の拠点になるのであれば、当然そういうものを視野に入れたもので、配置図をある程度つくったもので、土地の取得ということになると思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 全てを積み上げての面積ということには、実はきのうも言いましたとおり、なっていないと。ある土地が6町2反ということです。

ただ、もっと先をにらんだものになっていくと、公共的な施設、当然人口も減っていきます。ですから、必ず一つにして、分散をすることによって、そういった非効率といいますか、財源的な無駄を省いていかなければならないと。

ただ、今のところ具体的に、ある程度、目標にしているのは一つ、二つありますけれども、全体を公共施設全て、こう張りつけるというのはまだ、今、一応青写真はやっていますけれども、かなり長期的な展望に立ってやらなければならないということです。

ただ、それ以上に、喫緊にやらなければならないのは本庁舎であり、七戸庁舎であり、この耐震補強。これは当然すぐ使うと。あるいはまた、何かあると、いわゆる防災機能も、もう役に立たないということで、これは県の指導、国の指導が入っていますので、これは早急にやっていくということにしていきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号七戸町庁舎建設基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第9 議案第80号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第9 議案第80号七戸町いじめ問題対策審議会条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

4番議員。

○4番（听 清悦君） 9月議会でもいじめに関して活発な議論があったので、それに関する重大な案件が出てきたなと思っています。

この中で、第2条のところに、教育委員会の諮問に応じて調査・審議するということですのでけれども、具体的に、いじめも程度があると思うのですけれども、最悪なのは、いじめられた子が自殺に至るということだと思えるのですけれども、こういった内容のときに、この審議会というのが、調査・審議を依頼することになるのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

ここにあるとおり、重要な事項ということですので、先日も隣の町でもございましたが、そういった状況になった場合ということでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 青森市でも浪岡の女子生徒が自殺したりで、こういった審議会で審議されていると思いますけれども、第3条のところは、それを審議する重要な委員8人をまず教育委員会が委嘱することになるわけですけれども、委嘱される立場で私が考えた場合に、町内のある保護者の子供が、また、ある保護者の子供をいじめたので自殺になったというときに、町民をよく知る人が、それを調査する立場になると相当つらいし、頼まれると、これは容易に受けられない委員だなというふうに感じるのですけれども、専門的知識、経験を有する者というのは、町内に限らず、外部の委員も想定しているのか伺いま

す。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

重大な事案、つまり、今回のような自死があった場合ですけれども、そうしたときには、このいじめ問題対策審議委員のみではなくて、東北町の例を見ても、浪岡の例を見ても、そのほかに専門のカウンセラーとか、場合によっては弁護士も入っていますし、心理士みたいな教授も入っていますので。そうしたことで、また別に第三者委員会を設けて調べていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第80号七戸町いじめ問題対策審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第10 議案第81号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第10 議案第81号七戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

8番議員。

○8番（瀬川左一君） 農業委員会の定数が15名ということで、裏のほうには、定数が定められている中で、給料があるのだけれども、委員の中で、月額1万5,000円というのは、一律1万5,000円なのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（町屋 均君） お答えいたします。

こちらのほうは、七戸町特別職の職員で非常勤のもの報酬でございまして、従来は、農業委員でしたら1万4,500円にしたものを1万5,900円に、月額報酬として改定するものでございます。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 済みません。給料ということで、言葉を間違えました。その中で、会長職があつて、職務代理というのがあるのだけれども、その差は何も、普通は副になるのだけれども、職務代理ということで、ここには差がないのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（町屋 均君） お答えいたします。

こちらには、職務代理の報酬が別個に載っていないというのは、委員と全く同じ想定してございますので、載ってございません。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 私は、きのうの結婚問題で質問をしたのだけれども、これからは農業委員会にも結婚相談員があります。さまざまなので、これから農業を守ったり、後継者が結婚できないでいるとか、後継ぎがないとか、いろいろなことで、農業委員会も農業委員の仕事以外にも、そういうのを私は活発にやっていかなければならないと思いますが、そこは、農業委員会会長に、まず、今後、未来の農業のために、農業委員の仕事イコールそういうふうなものをどういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（高田武志君） お答えします。

今の質問に対して、まだ本当にはっきりしたことは答えることはできません。今、新しい制度が来年の7月から始まります。その制度に対して、私は、国の方針とか町の方針とかに従ってやっていかなければならないと思っておりますので、具体的なことは、まだそのことについて考えておりません。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 報酬がそれぞれ、会長3万7,000円、委員1万5,000円、農地利用最適化推進委員が1万円、それぞれ決まっていますが、まず、この算定の根拠を伺いたい。どういうふうにしてこれに決まったのか。これは、農業委員会の会長も委員も現行よりは高くなっているわけです。これを聞きたいということと。

もう一つは、実際、農業委員などは農地パトロールなんかも、これからしなければならないから、安過ぎないかという感じがするのですが、その辺についてどういうふうにお考えですか。二つ。

○議長（田嶋輝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（町屋 均君） お答えいたします。

こちらの算定の基本は、特別職の職員で非常勤のもの報酬でございまして、各種委員の日額単価が5,300円となっております。こちらに新しく農地利用最適化推進委員

を設けました根拠が、2日間を想定してございますので、5,300円掛ける2日。農業委員は、そのほかにいろいろな業務もございまして、総会での議決権を持ってございますので、1日プラスして3日間。会長に当たっては、そのほかに毎週1回、月平均すると4回、決裁という業務がございまして、7日間相当を設定してございますので、以上のような金額になってございます。

以上です。

それでは、今の農地パトロールの部分については、従来、農業委員が農地パトロール、それから農地の利用集積、新規就農に、必須業務ではなかったのですが、任意業務の中でも実際に行われておりました、新たに最適化推進委員が設けられたとしても、その業務は現行の農業委員も行っていくということになります。

そのほかに、簡単に申し上げますと、和解・仲介、そういったものが従来どおり行われてきたものが今後も行われていくと。これが、例えば推進委員がふえてからとって、農業委員の仕事が減るということではございません。一部、最適化推進委員の方が担うという考え方で御理解いただければよろしいかと思えます。

以上であります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） そうすれば、例えば農業委員の場合には、5,300円掛ける3日分ということでやっているのですが、実際、農業委員の仕事はそれより多いという感じがするのです。そうなった場合に、委員の報酬が少し、3日分でなく、例えば5日分とか6日分というふうには、そういうことは考えないのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（町屋 均君） 来年の7月20日から制度上変わるわけですが、業務量は確かに、私が農業委員会に行ってから大分ふえました。今後もその辺のところを見きわめながら改定をしていきたいなというふうには考えておりますが、新しい最適化推進委員のことがまず今回、大前提でございまして、一部改正して、今後、会長なりと相談しながら見きわめていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

15番。

○15番（三上正二君） 委員会の会長に伺います。先ほど、先般も建設産業常任委員会のほうで話があったのですけれども、それから、その前に、今度は委員は選挙ではなくて、町長が任命するでしょう。そうなったときに、どういう方向でやらなければ、これからの農業は成り立たないかという論議もしました。農業委員会、教育委員会もそうですけれども、独立した形で自分たちが決めることでしょうか。そうではありませんか。その中において、あなたの先ほどの8番議員の言った、町の方針に従って、国の方針に従ってと。この前、我々がその話で、これから農業をやるには、このままではどうにもならないとい

う話をしたのを、それをどう思って答えているのですか。

言っている意味がわかりますか。もちろん国の法律には逆らえません。町の方向性もあると思います。だけれども、さっきも言ったように、幾ら農地推進委員とか農地化均衡とかやったって、法律を幾らつくってみても、気持ちがなければ魂は入らないです。そのときに、町の方針で決まったから、国の方針で決まったからという話であれば、全然、主体性が見えてこないです。その辺、8番議員も質問しましたけれども、その辺はどう考えているのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（高田武志君） お答えします。

先ほどは簡単に、国の方針とか町の方針とかと答えてしまいましたけれども、今おっしゃられるとおり、本当に深刻に受けとめて、これから農業に関しての問題に対処していかなければならないということを、私は改めて今思いましたので、そういうふうにお話をしたいと、お答えしたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第81号七戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第11 議案第82号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第11 議案第82号七戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

5番議員。

○5番（岡村茂雄君） この中で気になるのが、改正後にあります、職員の人事評価の状況とあるのですが、職員の評価というのは、何をどうやって評価するのですか。考え方をひとつお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

職員の人事評価につきましては、今年度、平成28年度から本格的に制度がスタートして、実施しております。これは、各職員がそれぞれの目標を設定して、半年に1回それを各課の課長方が評価をして、年度末に私ども総務課のほうで、また評価をするというような制度でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 職員が目標を設定する、その辺がよく理解できないのですけれども、そういうやり方もあろうかと思えますけれども、人事評価となれば、評価する人の見方もあるし、さまざまな問題が考えられるわけなのですが、特に、企業なんかでは、職員の融和を図るようなやり方が非常に進められております。例えば飲みニケーションとか、さまざまな方法を使って、いかに職員を融和させていくかという、そっちに力を入れている中で、評価といえばちょっと違和感を感じますけれども、これで職員同士にいろいろな支障が出てくる、融和がとれなくなったりとか、評価する人がどう受け取るのか、差別的な感じになったり、そういうコミュニケーションが欠けることを一番心配するのですが、その辺がないようにということを考えておりますか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

この人事評価につきましては、例えば職員個々の能力とか実績とか、その辺の管理といえますか、それが一つ。もう一つは、役場組織全体の事務レベルの向上といえますか、そういうものを狙っております。

ただ、実際に私もやってみた中で、各課長方が各課の職員をどういうふうに評価するか。その辺が非常に難しいところもあるのですけれども、課内の融和といえますか、そういういったものが壊れることのないような評価といえますか、その辺はグレーゾーン的なところがあるのですけれども、その辺は十分配慮しながら評価するというふうになろうかと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 職員の退職管理の状況ということで、公表することになっているのですが、退職管理の状況というのは、内容的にどういうことを指していますか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） 済みません。今、手元に資料がございませんので、後ほど回答します。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

6番議員。

○6番（附田俊仁君） さっきの自己評価のところ、今、社会全般では、コミュニケーション能力というのも評価の中の一部に入っているのです。結局、自分の仕事をするため

に、どれだけ仲間を寄せられるかということも、当然のごとく評価の対象になるべきものだと思うのですけれども、その辺のお考えはどうか、ありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えします。

基本的に、各課の課長方が職員と面談をして、いわゆるコミュニケーション、その辺も十分面談の中で、コミュニケーションが十分とれているかどうか、その辺も判断しながら自己評価するということになります。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。ほかにありませんか。

4番議員。

○4番（呷 清悦君） 人事評価ということですから、職員個々の評価ということになるかと思うのですけれども、一般質問でも質問しましたけれども、行政評価システムということで、各課自体が目標設定して、それに組み合わせたかどうか、個人の職員の人事評価が組織全体、加えて町全体の事業が、それでよかったかという評価と連携していなければならぬと思うのですけれども、行政評価システム、前に一般質問で京都府の例を挙げて言っていましたけれども、そちらとの連携は、今どういうふうに進められているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

各課の目標を設定しますので、それが町の全体の目標というふうに、積み上げが町の目標というふうになろうかと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

ここで、暫時休憩します。11時まで。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

先ほど7番議員の質問に、職員の退職管理の状況についてということでありましたので、総務課長より説明願います。

総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） 職員の退職管理の状況でございますが、これは、退職された職員の再就職の届け出が再就職の状況の公表というふうになります。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号七戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第12 議案第83号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第12 議案第83号七戸町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号七戸町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第13 議案第84号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第13 議案第84号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） この条例の新旧対照表を見ていくと内容がわかるのですが、この中で、いわゆる勤勉手当は、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前

6箇月以内の期間内における勤務の状況に応じて支給するというふうにして、人事評価の結果、勤務の状況と、この二つによって勤勉手当に連動するというふうに取り扱われるのですが、お聞きします。勤勉手当に連動するのは、どういう形で連動するのか、勤勉手当が何段階かに幾らか下がるのか上がるのかということと。

それから、人事評価の結果と勤務状況、二つの要素があるのですが、それぞれ、人事評価の結果は、先ほどさまざま話が出ていたのですが、そのことだと思っておりますが、人事評価の結果、勤務の状況、このことについて御説明ください。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

人事評価につきましては5段階になっております。S、A、B、C、D。そういった中で、総合評価の内容によって、例えば極端な話をすれば、D評価になったというようなことになれば、相当レベルが低いというようなこととなりますので、当然勤勉手当等に影響するかと思います。ただ、実際問題としては、どの職員も皆さん一生懸命頑張っておりますので、通常の勤勉手当に影響しないような評価になろうかと思います。

勤務状況につきましては、例えば欠勤とか遅刻とかがあった場合、当然そういう評価に影響してくるということになります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 例えばS、A、B、C、Dという評価で、Dの方については、勤勉手当を幾らか安くするかということ、それはどれぐらいかという程度はどうなのか。幾らかカットするかということ。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

減額する基準といいますか、それにつきましては、今後、県のほうが決めてから、それを参考に町も決めていくというふうになります。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第14 議案第85号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第14 議案第85号七戸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第85号七戸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第15 議案第86号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第15 議案第86号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番(田嶋弘一君) この86号ですけれども、議員報酬及び費用弁償、若干ふえるということなのですけれども、今まで行政、例えば教育委員会等でもいろいろな形でこれから経費が使われる状況の中で、議員としても、できれば今、報酬及び費用弁償にかかわる、報酬の手当が若干ふえるということを質疑するに当たり、本来であれば、他町村に比べれば議員も若干多いなというぐらい、人口も減少ということでもありますので、できればこのところを、報酬及び費用弁償の条例の一部を改正するとあるのですけれども、これをもしここで、どれぐらいの値段かということ聞きながらでもお話ができるのですか。

私の勝手ながらの計算で申しわけないのですけれども、議員であれば費用弁償、年間大体1万5,000円ぐらいという形になって、三役含めれば、トータルで25万円から30万円という経費になるのですけれども、これから国体とか、いろいろな形で若い世代を育てなければならぬから、議員としては、少々のお金でも教育委員会なりに回したほうがいいのではないかなということ、これを私自身、必要ないというふうに思っています。全国的になっているのだけれども、今は別に必要ないのではないかとこのように考えるのですけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

おっしゃることはよくわかりますけれども、仕事をする分はちゃんとしてと。しかるべき報酬というのは、それはそれできちっと受け取ると。別な委員会とか、それはそれです。そちらとは別で、やはりそういう考え方でやっていただきたいというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 私は今までどおりで申しわけないけれども、今までどおりでも一生懸命頑張っています。今の発言からいうと、上げるともっと頑張れるというような発言にとれるのだけれども、それ以上に頑張っているつもりなのですけれども、報酬は別として。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 頑張っていないとは申ししておりません。いろいろな、いわゆる時代の変化で、さまざまな課題が出てきています。それ以上に仕事をしなければならない状況になっていますので、どうぞそういうことで、今まで以上に頑張りたいということなんです。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

6番議員。

○6番（附田俊仁君） この手の議員の報酬の話というのは、何回も議場の話題に上るのですけれども、私、個人的な意見なのですが、人事院勧告で給料が、何年前でしたか、職員の給料もがんと下がった時期がありました。人事院勧告が、どういう計算式かわかりませんが、その時勢時勢の状況を見て給料の改定を図っているわけで、我々議員というのは、そのルールの中でやるべきことであって、それをそのときの一種の感情で動かすべきものではないというふうに私は思っています。

したがって、この議案は、このとおり通過させるべきであって、給料を抑えるとかという話になってしまえば、人事院勧告に背くということになろうかと思うのです。そうしたときに、その基準はどうなのだという話にもなり得ますので、そこは御理解の上で、私たちの報酬をいじるということは、当然のごとく職員の報酬も人事院勧告を無視してやるか

という話にもなり得るので、それはちょっと合わないというふうに考えておりますが、町長、いかがですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 人勧のことも今お話になりましたけれども、実は合併後2年間、町の財政が非常に厳しいというときに職員の給料も下げました。議員の皆さんの手当でしたけれども、それも一部、当然我々三役の報酬も下げた経緯があります。

今はどうなのか、財政的にもう盤石だということは言えませんが、まあまあ、残業を削ったのも、ある程度、復活しましたので、そういう面では、このとおりやっていたきたいと。別にこれを下げる財政的な理由というのは、余りないというふうに思っていますので、その辺でひとつ御理解いただきたい。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町長の意見もわかるのです。当時、職員の給与が下がったときというのは、町の財政が約100億円ほどの債務を抱えていて、さらに、当時は町単独事業債が50億円もあったのです。多いときには、多分55億円とか60億円近くの町の単独事業債があったのです。今は見ると30億円に下がってきているし、そういう点では、町の財政がある意味よくなっているわけです。全体の債務も70億円ぐらいになっているのです。しかし、そのうちの、要するに20億円ぐらいは国から入ってくるお金になっているから。しかし、そうは言っても、50億円の債務は抱えているし、これからさまざまな建物を建てなければならないからということを考えてと思います。

もう一つ、私が、人事院勧告というのは、法的に言えば勧告ですから、それを実施するかしないかというのは、実施主体の自治体が決めることができる。一時の感情と言いますが、感情というのは、今、町民の年金とかが、これからどんどん下がっていくわけです。今、国で通った年金法なんていうのは、賃金が上がっても物価が下がれば下げると。賃金が上がっても物価が下がれば年金は下げるとい、本当に年金とか介護というのは厳しい状況にあるから、そういう中で、私の感情は、やっぱり町民と苦楽をともにする議員というのは、自分たちの出費はできるだけ抑えたいという感情に駆られるわけです。駆られた感情もきちんと整理をすれば、それは法律になるかもしれませんので。私は、この手当の部分はこのままにしておいても、私たちの仕事も十分にやれるのではないかとこのように考えるのですが、この辺については、町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃることもわかります。ただ、議員の方々も今まで年金とか、かなり傷み、これは既にかなり減額されていると思いますので、お気持ちはわかりますけれども、トータルのバランスということでもありますし、ぜひこれをお願いしたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

4 番議員。

○4 番（**听 清悦君**） 人事院のほうで、どういった計算の仕方をしているのか議員もわからない状況で、恐らく町民はもっとわからないと思います。その中で、やはり消費税増税になって、景気も悪くなって、大手スーパーも閉店している。しかも、当町においては、根菜類、ナガイモ、ゴボウも被害がある。そういった状況の中で、計算方法がどうか、わからないけれども、町民の感覚とずれた結果になる理由がまず1点、わからないということ。

平成17年から11年たっていますけれども、100分の2.5が変わったわけですが、本当にもっと小さい割合でも、計算の仕方が変われば、その都度勧告が来るものなのか、ある程度の金額なり割合になったときに来るものなのかを伺います。

○議長（**田嶋輝雄君**） 副町長。

○副町長（**似鳥和彦君**） この人事院勧告は、民間企業の100人規模でしたか、その状況を見ながら公務員の賃金は変わってきます。民間の給与が高くなれば公務員も上がる。民間が下がれば公務員も下がります。そういう状況で決定しております。それに基づいて積算、毎年変わります。ですから、ここ数年は民間のほうもだんだん上がってきたので、公務員も毎年のように上がっていくと、そういう流れです。

あと、具体的な内容は、我々は国の人勧のほうは理解できませんので、わかりませんが、一応全体的にそういう形になります。

○議長（**田嶋輝雄君**） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**田嶋輝雄君**） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

7 番議員。

○7 番（**佐々木寿夫君**） 私は、町民の生活の状況、そして今、社会保障がいろいろ、私らの言葉で言えば、改悪されている状況の中で、町民生活は非常に厳しいと。そしてまた、町の経済も決して、ことしは大根も細くなっているし、ナガイモも細くなっているし、非常に農業生産額も横ばいの状態という中で、議員の手当を100分の2.5でも上げることには私は反対だということであります。

以上で、発言を終わります。

○議長（**田嶋輝雄君**） 次に、原案に賛成の発言を許します。

6 番議員。

○6 番（**附田俊仁君**） 私は、この議案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

今の100分の2.5、金額にすると5,625円です。この金額を上げる、下げる。大根が細くなったら、我々は太くするために力を出すべきであって、報酬をカットすること

によってそれがなされるかということなのです。それは全然話が違う次元の話でありますから。先ほど町長も申し上げておりましたが、苦楽をともにし、本当に大変な時期には我々議員も町長の提案に従って、一緒に両輪で頑張ってきています。この苦しい時代だからこそ我々がもっともっと力を出して、5,625円分の仕事をするべきだというふうに私は思いますので、賛成の立場で発言させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがいまして、議案第86号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第16 議案第87号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第16 議案第87号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第87号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第17 議案第88号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第17 議案第88号七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例についてを議題

といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第88号七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第18 議案第89号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第18 議案第89号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第89号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第19 議案第90号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第19 議案第90号七戸町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号七戸町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第20 議案第91号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第20 議案第91号七戸町合併振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) 合併振興基金というのは、多分、合併のときに国のほうからのお金で、返し終わっているから、今、私の記憶では多分10億円ぐらいあるという感じがするのですが、ここでこれを、基金は、事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるということで、事業の実施ということなのですが、お伺いいたします。これは、例えば何かに使うとか、こういうことに使いたいという、何かの想定を来年度しているのか。それから、5年、10年のスパンで、何かに使うというのを考えているのか、これを伺います。

○議長(田嶋輝雄君) 町長。

○町長(小又 勉君) お答えいたします。

確かに合併に伴ってのあめの一つです。合併振興基金と。これは、かなり制約がある基金でありましたけれども、繰り上げて償還してしまいました。基本的には、地域振興、合併に伴っての一体感の醸成と、そういったものに向けての用途ということになります。当面の使う予定というのはありません。ありませんけれども、これから例えば体育施設の建設とか、あるいはまた、あそこの用地の取得、そういったもので一部、まだはっきり財源的にしっかりしておりませんが、一部使わなければならないかもしれません。この辺はまだ確定はしておりませんが、当面は使わないということになります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号七戸町合併振興基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第21 議案第92号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第21 議案第92号工事請負変更契約の締結について（七戸中学校屋外運動場改修工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第92号工事請負変更契約の締結について（七戸中学校屋外運動場改修工事）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第22 議案第93号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第22 議案第93号工事請負変更契約の締結について（七戸中学校東側駐車場整備工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号工事請負変更契約の締結について(七戸中学校東側駐車場整備工事)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第23 議案第94号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第23 議案第94号七戸町土地改良事業(災害復旧事業)の施行についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号七戸町土地改良事業(災害復旧事業)の施行については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第24 議案第96号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第24 議案第96号青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第96号青森県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第25 議案第67号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第25 議案第67号平成28年度七戸町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10ページから15ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳出に入ります。

16ページ、1款1項1目議会費から27ページ、4款2項1塵芥処理費まで、発言を許します。

12番議員。

○12番(田島政義君) 18ページ、6目の企画費に関連して、町長にお伺いしたいと思います。

先般、体協の全競技団体といろいろと相談し、昨年も、平成37年青森国体に向けての誘致種目について、町長の考えをお伺いしたい。

ちょうど今、生涯学習施設を建設、体育館の建設もあります。については、先般は、七戸は剣道の種目を何としても誘致してほしいという皆さん方の、スポーツ関係者の意見も一致しております。その辺で、町長から、やはり公式的に、生涯学習施設の建設と国体誘致に向けての種目を何とか容認して、県のほうにお願いしたいと思いますが、お伺いします。

○議長(田嶋輝雄君) 町長。

○町長(小又 勉君) お答えいたします。

国体が平成37年ということで、それに向けての、いわゆる誘致する種目の手挙げというのは今行われつつあるということは伺っております。そして、今までいろいろお話を伺った経過で、体協の会長という立場でも剣道という話がありました。町内ずっと見てみ

ても、ずっと今までの歴史的な剣道への取り組み、あるいはまた、町としての剣道の、例えば国体を誘致した場合の運営に関する人、人材、そういったものもかなり層が厚いと、人数も多いと。あるいはまた、剣道人口も多いと。いろいろな各種大会も、恐らく県内で一番やられていると思います。そういった関係で、幸い新しい体育館を平成33年ごろまでに完成したいという一応目標で今やっていますので、ぜひとも今の段階で、そうすると明確に、皆さんからお話いただきましたので、剣道ということで正式に手挙げをしたいと。七戸町として、剣道の誘致ということで手挙げをしたいというふうに思っております。これが終わった時点で、しかるべき担当の県のほうには申し入れしたいというふうに考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 12番議員、よろしいですか。  
（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。  
7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 24ページ、3款民生費10目臨時福祉給付金事業費ということで、説明の欄を見ると、臨時福祉給付金が1,522万2,000円ほど減額になっているのですが、臨時福祉給付金というのは、非課税世帯に1人3,000円の給付というふうに私は理解していたのですが、1,500万円ということになると、5,000人分か、かなり的人数分になるのですが、これはどうしてこういうふうになったのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 社会生活課長。

○社会生活課長（氣田雅之君） お答えいたします。

この1,522万2,000円については、当初、国での方針では6,000円の給付ということで行っておりました。6,000円での当初予算ということで、実際には、今年度に入ってから3,000円の支給ということになりましたので、その分の減額となります。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、27ページ、6款1項1目農業委員会費から39ページ、13款1項6目水道事業会計繰出金まで、発言を許します。

1番議員。

○1番（二ツ森英樹君） 29ページの商工費の3目の観光費の印刷製本費に当たるのかちょっとわからないのですけれども、商工観光課では、町のPRパンフレットをいろいろ出しておりますが、その一つに、七戸町ガイドマップがあります。その内容を見れば「願いかなう絵馬の町（七戸）」ということで、パワースポットや、たくさんの神社などが載っています。それはとてもいいことだと思うのですが、観光スポットのところには、国の指定史跡の七戸城跡、旧郵便局、レールバス、美術館や道の駅などが載っていて。この前の一般質問でも言ったのですけれども、世界遺産に向けて頑張っている国指定史跡の二

ツ森貝塚が載っていない。何らかの理由があったのかもしれませんが、今だからこそ載せないといけないと思うのですが、その考えはありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田敬吾君） お答えします。

議員おっしゃるパンフレットは、このパンフレットだと思います。当初、このパンフレットに関しては、「願いかなう絵馬の町」ということで、神社のほうに絵馬を奉納するという展開でつくられたもので、そのほかに駅からスタートして、いろいろ観光施設があるということで、それも載せました。

そこで、議員おっしゃる二ツ森貝塚が載っていないということで、こちらの黒いパンフレットには載っていますけれども、今後、増刷も考えていますので、その辺、目的もあわせた上で、ちょっと検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 1 番議員、よろしいですか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 6 7 号平成 2 8 年度七戸町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第 2 6 議案第 6 8 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 2 6 議案第 6 8 号平成 2 8 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第68号平成28年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第27 議案第69号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第27 議案第69号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第28 議案第70号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第28 議案第70号平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第70号平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第29 議案第71号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第29 議案第71号平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第30 議案第72号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第30 議案第72号平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第72号平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第31 議案第73号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第31 議案第73号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第32 議案第74号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第32 議案第74号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第33 議案第75号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第33 議案第75号平成28年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号平成28年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第34 議案第95号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第34 議案第95号七戸町名誉町民の称号を贈ることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第95号七戸町名誉町民の称号を贈ることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第35 報告第28号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第35 報告第28号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度事業分）に関する報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 30ページのところで、目的というところと、次に、内容ということで。私もよくわからないところが、地元にながらあるのですけれども、コウモリ神社の研修にも行って来たということになっているのですけれども、コウモリ神社の、例えば全国から集まっているという話で、私たちは勝手ながら見に行くと会わないなという、コウモリがという話なのだけれども、周りにニンニクを植えているせいか、コウモリ神社にコウモリが集まっているという話なののですけれども、それが全部、おなかに子供がいるコウモリだけが集まっているというふうに聞いているのですけれども、その辺がよくわからないけれども、そういうパンフレットもつくって勉強会をしたのか。そういう内容があったら、これからつくってほしいというのがあるのですけれども。

それからその下に、最後に、諸むつアレルギー研修をしたというふうになっているけれども、どういうアレルギーなのかを、まずお聞きいたします。

それと、51ページ、目的というところで、内容で、研修に行ってきたということなのですけれども、一番下の加盟団体主催教室ということで、水泳教室、ジュニアベースボールスクールということですから、陸奥湾でどういうふうな練習、子供からウィンドサーフィンはしないと思うのだけれども、ジュニアベイといえ、湾だと私は思っているのですけれども、どういうスクールなのかお聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

大変申しわけございません。30ページ、御指摘の内容の部分の諸むつアレルギーとございますが、本来、これは間違いでございまして、正しくは食物アレルギーでございます。訂正し、お詫び申し上げます。

それから、コウモリ神社の部分の研修ですが、この研修に関しては、そこまで詳しい、コウモリの生態とか、そういうことの研修ではなく、新たに七戸町に転入された先生方に対して、七戸町の文化、歴史、そういうものの建物だったり、そういうものがこういう場所にありますという初任者研修みたいなもので、七戸町の状況というか、そういう施設等を知っておいてもらいたいということの研修でございます。したがって、コウモリの生態とか、そういうことについての詳しい説明は、なかったと思っております。

それから、51ページでございますが、これも大変申しわけございません。本来、ジュニアベースボールスクールというのが正しい文言でございます。訂正し、おわび申し上げます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 教育長にお尋ねいたします。教育する、私なかなかこういうミスプリントというのは見ないのですけれども、ただ、一番興味を持ったのが、ジュニアが湾でどうい、その前に水泳スクールがあるから、どうい、のをやっているのかと好奇心を持って聞いたわけですけれども。

ただ、これが、いじめの問題もありますけれども、こういうふうに職員が何かの形でこういうミスをする。スポーツ担当課で、スタイルが変わったという意味なのか、職員が思うように発揮できないような状況になっているのか。こういうのも一つの、職員の中でいじめはないと思うのですけれども、何となく私、過去にないようなことがあれば、職員が何か困ったことがあるのではないかと、そういうのを私なりに感じるのですけれども、ここはスポーツ担当のほうだから、スポーツ担当課が今どういふうになっているかわからないけれども、過去にないことですので。もう1回、職員同士で会話をなされたほうが、先ほども総務課長も言ったとおり、連携が図られていないように見えるのですけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

職員の失敗は私のやはり責任にあります。今回、この前の所議員のほうからも、三役の意思、連携がなされていないのではないかという御指摘がありました。そして、今回、田嶋議員のほうからも、教育委員会のほうの連携、あるいはリーダーとしてどうなのかということ私、問われているような気がしますので、ちょっと聞いてください。ということで、やっぱりリーダーとして、上がってきた文書、私がやはりしっかり見るということが私の責任だと思いますので、このことについても、今後また気をつけていかなければならないことだなと思っております。御指摘ありがとうございました。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員、よろしいですね。

2番議員。

○2番（小坂義貞君） 52ページです。事業名は、七戸町長杯野球・ソフトボール、これが説明の中で、平成28年度をもって廃止すると書いていますけれども、これにかわる

事業をこれからやるものか、なくなるのか、その辺まず聞きたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

この町長杯の野球・ソフトボールというのは、平成28年度を最後に中止とすることにしております。これにかわる事業ということですが、この時期、どうしても野球・ソフトボール、夏休みに入りまして、試合等が重なるということで、なかなか各チームが出られないという状況がありますので、中止にしたという経緯があります。

これにかわるものとして、また、夏休みの時期のこういったスポーツ大会というのは、またこれから検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） これは、旧天間林から、村長杯ということで、私たち、子供たちもずっと前から、もう何十年前からこういう大会を目指して、日々、練習、部活動を兼ねてやった経緯もありますので、これがなくなるということは、目標も一つなくなる。中体連とかいろいろな大会がありますけれども、ますますレベルを向上するためにも、全くなくすると、何かかわるものを少しでも考えてほしいなど、私から要望いたします。

終わりです。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

4番議員。

○4番（听 清悦君） 今回の議会で人事評価、それから、いじめ問題対策審議会について提案されましたけれども、それから、一般質問では少子化対策について多くの議員から質問がなされました。そこに関連することのみ質問します。

まず1点目ですけれども、先ほど職員についての人事評価がありましたけれども、やはり学校についても、教職員の人事評価というのが大事だと思っています。

七戸町で高校生まで過ごした子供たちが、やはり七戸町は楽しかったなという思い出が、常に頭の中になればUターンにつながらないと思っています。楽しい思い出はつくってやれなくても、嫌な思い出だけは残させないということが大事で、その中で、やはり、いじめもあり、わいせつ行為もあり、体罰とかあると思います。そういったことが、この報告書とはまた別に、調査なり資料としてまとめられているのかを伺います。

2点目ですけれども、文部科学省のホームページを見ると、全国の小中、高校もあったかと思うのですが、先ほど述べたいじめ、体罰、わいせつ行為、詳細にデータが載っています。

恐らくそれは各教育委員会に調査を依頼されて、そのデータをまとめたものだと思いますけれども、私も一保護者として、体罰に関するアンケートをもらったときに気になったのが、そのアンケートを書いたのを封筒に入れて、封をせずに子供に持たせて、担任の先生が集めるようになっていたので、私は男であり、議員でありながらも、もし担任

の先生から体罰を受けていると、これは書けないなと思ったら、多くのお母さん方からもそういった意見が寄せられて、先生を対象に聞き取り調査したり、アンケートだと隠蔽されるがあるので、さらにそういったことまでやっているというふうには私は認識しているので、それについても改善できないものかと考えています。2点目は、それについて、今後そういったアンケートを行うと思われまますので、教育長の考えを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） まず、2点目のほうから説明したいと思います。

大体年度末あたりになると体罰の調査が行くかと思いますが、そのことについては、校長会等を通して改善していきたいと思っています。

1点目のいじめ等にかかわることで答えればよろしいでしょうか。細かいデータについては集めてあります。このデータの一部を9月議会の白石議員のほうから質問があったときに、私のほうで、こういういじめがあるとか、こうだということは報告してあります。この程度でよろしいでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。ほかにありませんか。

3番議員。

○3番（澤田公勇君） 61ページのところに、各種大会開催や合宿等の誘致というふうな項目がありますけれども、目的、町内にあるスポーツ施設の利用を図るというふうなことが書かれてありますが、ちょっとわからないので教えてほしいのですけれども、柔剣道場、あの施設は町の管理ですか。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

柔剣道場ということで、武道館のことだと思うのですが、その施設は町のほうで管理しております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 3番議員。

○3番（澤田公勇君） ところで、あそこの施設の老朽化、それから、施設そのものが100%利用されていないということを把握していますか。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

武道館に限らず体育施設、各所、老朽化というのがかなり進んでおります。そちら等を確認して、もし修繕等が必要なところがあれば順次修繕しているという状況です。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 3番議員。

○3番（澤田公勇君） 先ほど田嶋議員のほうから、国体における誘致というふうなことで発言がありまして、それに対して町長、剣道のほうを体協のほうで持つという方向で進むというふうなことで、町長もそれについて、そういうふうな方向で県のほうに要望して

行くというふうなことがありましたけれども、物すごくいいことだと思います。

なぜかという、今、七戸の剣道にわざわざ六戸から通っている子供もいます。はっきり確定していないのですけれども、その子は中学校になるときに、六戸に剣道がないため、七戸の中学校に入りたいと。そういう要望をしている子供もいるそうです。来年の春に、現実にそういうふうになってくれればいいなというふうに思いますし、それに関連する施設、体育館の設立になっていった時点で、国体誘致の3年前までには完全に物が建っていないといけないという条件、それともう一つ、サブ施設がどういうふうな場所にあるのか、隣接した場所にあるのか、そういったことを考えると、サブ施設の建設をしなくても、今の武道館を利用できれば、十分距離的にも対応できる、問題の解消になるだろうというふうに考えますけれども、武道館のシャワー施設とか、そういう施設、床面に対して若干の傷みなりとか、使えないという問題がありますので、そういうものの誘致とか、そういう事業的なものを催すのであれば、そういう施設の修繕なり改善をしていくというふうなことが必要になると思いますので、今後、検討してほしいなというふうに思います。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 要望でいいですか。

（「答弁いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第28号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度事業分）に関する報告についてを終わります。

ここで、皆さんに、12時過ぎましたけれども、続行しますか、それとも休憩しますか。

（「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） わかりました。それでは続けます。

---

### ○日程第36 発議第3号及び日程第37 発議第4号及び

### 日程第38 発議第5号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第36 発議第3号安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について及び日程第37 発議第4号子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書の提出について及び日程第38 発議第5号慎重な憲法論議を求める意見書の提出についての3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番岡村茂雄君。

○5番（岡村茂雄君） 今回、発議しました3件について説明いたします。

詳しくは、意見書案の中に書いてありますので、概要をかいつまんでお話ししたいと思います。

発議第3号であります。

安全・安心の医療・介護を求める意見書の案でございますけれども、皆さん御承知のとおりですが、後期高齢者が増加しております、それにより、医療・介護、高齢者の増加、また、医療の高度化とか患者ニーズの多様化などで、医療の安全確保による質の向上が期待されております。

そういう関係から、長時間労働など、医療・介護従事者の働く環境は依然として厳しくなっております。また、離職者も増大し、深刻な人手不足になっています。医療・介護従事者の方の努力だけでは、安全・安心の医療・介護の提供が難しくなっていることから、国で安全・安心の医療・介護を実現するための措置を講ずるよう要望するために、地方自治法第96条の規定により、政府に意見書を提出するものです。

続いて、発議第4号の子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書の案でございますけれども、日本の子供の6人に1人が貧困状態にあることは皆さん御承知のとおりですが、子どもの貧困対策推進法が施行され、国が教育や保護者の就労や経済支援等を総合的に進めることになってから2年たちますが、その基礎となる実態調査も進んでいないのが実態です。経済的貧困は、子供の成長や学力、健康や人間関係などに影響を及ぼし、子供の将来のみならず、社会の安定にもかかわってきます。聞くところによりますと、御飯も十分に食べられない家庭が出てきていると聞いております。

子供たちが自分の将来を信じ、未来を切り開いていけるように、国が地方自体の実態調査を進めるとともに、財政支援等を行い、その対策を進める必要があります。そのため、子どもの貧困対策の推進と強化を求めるために、地方自治法第96条の規定により政府に意見書を提出するものでございます。

発議第5号でございます。

慎重な憲法論議を求める意見書の案でございますが、ことし7月の参議院選挙後、憲法をめぐる議論が活発になっています。衆・参両院で憲法改正を主張する会派の構成が3分の2を超えたためだと思います。しかも、現政権の任期内での改定も言われております。しかし、世論調査では、憲法改正を求める意見は減少傾向にあります。その背景には、憲法第9条を変えることに対することがあると思います。

国家権力の制限規範としての役割が憲法の本質ですので、国権の最高機関として、憲法を守らなければならない国会が拙速な審議で憲法改正を発議することは許されないと思います。

そのため、慎重な議論に撤し、拙速さを避けることを求めるために、地方自治法第96条の規定により政府に意見書を提出するものです。

どうぞこの趣旨を御理解の上、皆様の賛同をお願いして、説明といたします。

○議長（田嶋輝雄君） これより、提出者に対する一括質疑を行います。質疑はありませ

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、一括討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、順次採決します。

まず、発議第3号について採決します。

本案の採決は起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田嶋輝雄君) 起立多数です。

したがって、発議第3号安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号について採決します。

本案の採決は起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田嶋輝雄君) 起立多数です。

したがって、発議第4号子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号について採決します。

本案の採決は起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田嶋輝雄君) 起立少数です。

したがって、発議第5号慎重な憲法論議を求める意見書の提出については、原案否決されました。

---

### ○日程第39 委員会報告について

○議長(田嶋輝雄君) 日程第39 委員会報告についてを議題といたします。

本件については、平成27年第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長のもとに提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告のとおりです。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、企業誘致の促進を図るべきである。一つ、町税等徴収体制の強化を図るべきである。一つ、再生可能エネルギーの積極的な導入を図るべきであるの3件。

建設産業常任委員長の報告は、一つ、産業の振興を図るために高付加価値化、ブランド化並びに後継者育成を図るべきである。一つ、起業・創業支援を図るべきである。一つ、生活路線及び生活排水路を計画的に整備するべきである。一つ、町営住宅使用料等の未収金徴収強化を図るべきである。一つ、公共下水道を計画的に整備すべきである。一つ、七戸町に適合した農地集積を図るべきである。一つ、公共事業等の早期発注を継続的に図るべきであるの7件。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、文化財の保存・整備・活用を図るとともに、縄文遺跡群世界遺産登録(4道県共同)の推進を図るべきである。一つ、環境整備対策(不法投棄及び水質汚濁対策)の強化を図るべきであるの2件。

以上12件を、町当局に要請すべきであるとするものであります。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定いたしました。

---

#### ○日程第40 閉会中の継続調査申出書について

○議長(田嶋輝雄君) 日程第40 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、平成29年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申し出があります。

本件を申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申し出のとおり、平成29年12

月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。  
これをもって、平成28年第4回七戸町議会定例会を閉会します。  
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 0時24分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成28年12月8日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員